

11 障害者総合支援法に規定する市町村審査会の 設置及び運営に関すること



主管：健康福祉課

経 緯

平成 18 年 4 月より「障害者自立支援法」が施行され、障害程度区分認定審査会が木曽広域連合事務として開始されました。「障害者自立支援法」は、平成 24 年 6 月に「障害者の日常生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正され、障がい者の定義に「難病等」が追加されることとなりました。さらに、平成 26 年 4 月より、障害程度区分が障害支援区分に改められ、審査判定基準の見直しも行われています。これにより、障害程度区分認定審査会から障害支援区分認定審査会へと名称を変更し、運営してきました。

現状と課題

認定審査会は 1 合議体とし、緊急案件がある場合を除いて、毎月 1 回の開催としています。平成 30 年度から令和 3 年度までの認定数は延べ 341 件であり、審査会における二次判定変更数は 46 件でした。

地域の医師不足などにより、専門性を持った審査会委員の担い手確保が課題であり、オンライン参加での審査も視野に入れ、郡外地域の専門家による委員確保の検討も必要です。

今後の方針

今後についても基準に沿った適正な審査会運営と認定に努めます。

施 策

- 1 支援給付の支給決定者である構成町村との連携を図り、適切な審査会の運営に努めます。